

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

島根厚生年金 事案 265 (事案 1 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 11 日から 7 年 3 月 1 日まで

平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 2 月末まで A 事業所で勤務し、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していたが、社会保険事務所で確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入期間は 3 年 10 月 1 日から 4 年 4 月 11 日までとなっていた。

自分の記憶では、平成 6 年末頃まで、昼間は A 事業所、午後 7 時より夜間は B 事業所に勤務していた。また、平成 7 年 2 月末まで厚生年金保険料を支払っていた。

新たな資料として、退職共済制度手帳を提出するので、資格喪失年月日を平成 7 年 3 月 1 日に訂正し、平成 4 年 4 月 11 日から平成 7 年 3 月 1 日までの期間を被保険者期間として認めて欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の提出した給与明細書において申立期間前については社会保険料控除が確認できるものの、申立期間に係る給与計算書では当該控除が確認できない上、申立期間において勤務形態の変更があったものと考えられることなどから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 11 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は厚生年金保険料納付を示す資料として新たに退職金共済制度手帳を提出したが、同手帳では厚生年金保険料納付を示す記載は見当たらず、当該手帳について退職金共済事業本部は、いわゆる一人親方等が加入する退職金として積み立てをするものであり、年金については関係がないと供述している。また、申立期間中に A 事業所 C 出張所で勤務していた同僚 5 名に聴取したものの、保険料控除についてうかがわせる供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 3 日から 36 年 6 月 21 日まで
② 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 2 月に結婚し、同年 4 月 1 日に申立期間②の事業所において厚生年金保険の資格を喪失した。脱退手当金を受給した記憶がないので申立期間①及び②の期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、事業所を退職した約 3 か月後の昭和 39 年 6 月 29 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 7 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 10 日から 51 年 1 月 1 日まで
申立期間はA事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、その同僚から聴取しても、当該事業所における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答は得られない。

また、A事業所は、既に廃業しており、当時の事業主も所在不明のため、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関係資料や証言を得ることはできない。

さらに、申立人は申立期間当時、資格を取得する前であり、見習いとして勤務していたとしているところ、同様に見習いとして勤務していた同僚は、「入社後、見習い期間があり、しばらくしてから厚生年金に加入した。」と供述している上、複数の同僚も「入社後しばらくしてから、厚生年金に加入した。」と供述していることから、当時、事業主は入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

その上、B厚生年金基金が保管するA事業所に係る基金発足時加入員届の記録によると、基金発足時（昭和 50 年 2 月 1 日）において申立人の氏名は無く、発足時から昭和 51 年 2 月末までの期間において加入員番号に欠番も認められない。また、50 年 10 月 30 日の加入員番号払出簿の記録によると複数の事業所（申立事業所を含む）において 3 名の被保険者を基金発足時にさ

かのぼって加入員としているが、このことについて同基金は、「事業所調査が入った結果、未加入であった者についてさかのぼって加入員としたことがうかがわれるが、申立事業所に係る加入員番号払出簿に申立人の氏名は無い。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月9日から42年4月21日まで
昭和41年11月9日から42年4月20日まで、A事業所において、B職種として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する労働者名簿及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立期間当時、A事業所に勤務していたことが確認できた同僚4名についても、社会保険庁の記録によると、申立期間において厚生年金保険に加入した記録が確認できないところ、同事業所に昭和39年から49年まで勤務した従業員は「C組合の話し合いで、B職種の厚生年金保険加入を、昭和40年代はじめから止めた記憶がある。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。